

耐震改修補助の概要

1 補助対象建築物

市内に存する木造建築物で、次に掲げる要件に該当するもの

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもので、その用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）
- (2) 地階を除く階数が2以下のもの
- (3) 耐震診断による安全性の評価が1.0未満と判定されたもの
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反していないこと

2 補助対象者

次に掲げる条件を満たしている方に限ります。

- (1) 補助対象建築物を所有し、かつ、過年度の市税を滞納していない方
- (2) 補助金交付申請前に耐震改修の工事に着手していないこと
- (3) 補助対象となる耐震改修の工事が、当該年度内に完了することができること

3 耐震改修を行う者

建設業法に規定する建設業者

4 補助対象となる耐震改修

耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満の建築物について、建築士法に規定する建築士事務所に所属する建築士が当該評価が1.0以上になるように行った改修の設計に基づき、建設業法に規定する建設業者が工事を実施するもの。

5 補助金の額

補助対象建築物1戸につき耐震改修に要した費用に23パーセントを乗じて得た額（千円未満の端数切り捨て）に30万円を加えて得た額（その額が耐震改修に要した費用の額を超えるときは、当該耐震改修に要した費用の額（千円未満の端数切り捨て））とし、60万円を限度とします。

6 申請方法（必ず耐震改修を実施する前に申請を行ってください。）

申請は、「坂戸市既存木造住宅耐震改修補助金交付申請書」に次の書類を添付して、提出してください。

- (1) 付近見取図、配置図及び平面図
- (2) 耐震診断の結果報告書の写し
- (3) 耐震補強後の耐震診断の総合評価、補強方法を示す設計図書等耐震改修計画の内容がわかるもの
- (4) 工事の見積書の写し（耐震補強に係る部分）
- (5) 工事を実施する建設業者の建設業許可書の写し
- (6) 委任状

7 耐震改修完了の報告

「坂戸市既存木造住宅耐震改修完了報告書」に次の書類を添えて、耐震改修が完了した日から1ヶ月以内又は当該年度終了の日のいずれか早い日までに提出してください。

- (1) 工事の費用の内訳書及び契約書の写し
- (2) 工事費用の領収書の写し
- (3) 工事の内容がわかる工事状況写真等
- (4) 委任状

8 補助金の請求

補助金確定の通知を受けた方は、「坂戸市既存木造住宅耐震改修補助金交付請求書」を提出してください。

手続きの流れ (改修)

耐震改修補助金交付申請書を提出してください。

坂戸市既存木造住宅耐震改修補助金交付申請書に必要な書類を添付のうえ、耐震改修を実施する前に住宅政策課建築指導係へ提出してください。

添付書類

- (1) 付近見取図、配置図及び平面図
- (2) 耐震診断の結果報告書の写し
- (3) 耐震補強後の耐震診断の総合評価、補強方法を示す設計図書等耐震改修計画の内容が分かるもの
- (4) 工事の見積書の写し(耐震補強に係る部分)
- (5) 工事を実施する建設業者の建設業許可書の写し
- (6) 委任状

耐震改修補助金交付・不交付決定通知書によりお知らせいたします。

申請の内容等について必要な調査等を行い、補助金の可否を決定し、坂戸市既存木造住宅耐震改修補助金交付・不交付決定通知書により申請者にお知らせします。

耐震改修工事

耐震改修補助金交付決定通知書を受け取られた後に、耐震改修の工事に着手してください。

※耐震改修の内容を変更等される場合は、変更手続きが必要になる場合がありますので、ご連絡ください。

耐震改修完了報告書を提出してください。

坂戸市既存木造住宅耐震改修完了報告書に必要な書類を添付のうえ、耐震改修完了後1ヶ月以内又は当該年度終了の日のいずれか早い日までに、住宅政策課建築指導係へ提出してください。

添付書類

- (1) 工事の費用の内訳書及び契約書の写し
- (2) 工事の費用の領収書の写し
- (3) 工事の内容がわかる工事状況写真等
- (4) 委任状

耐震改修補助金確定通知書によりお知らせいたします。

完了報告書の審査(必要に応じて現地調査を実施)を行い、補助金の額を確定し、坂戸市既存木造住宅耐震改修補助金確定通知書により補助対象者へお知らせいたします。

耐震改修補助金交付請求書を提出してください。

耐震改修補助金確定通知書を受けた後、坂戸市既存木造住宅耐震改修補助金交付請求書により補助金を請求してください。

補助金の交付

※補助金交付後、補助金の交付に関し不正等が発覚した場合は、補助金の返還を求めます。

坂戸市都市整備部 住宅政策課 建築指導係

〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号

TEL 049-283-1331 内線 545